

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川、及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ. 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等……………会計年度末における市場価格

② 市場価格がない有価証券等……………取得原価

ただし、市場価格のないものについて、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法。

4. 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 3 0 0 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

5. 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額に、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を加算して計上しております。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

6. リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

7. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3 ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

8. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取り扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

II. 重要な会計方針の変更等

該当なし

III. 重要な後発事象

該当なし

IV. 重要な偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
茨城県信用保証協会	－ 千円	－ 千円	111,157 千円	111,157 千円
合計	－ 千円	－ 千円	111,157 千円	111,157 千円

V. 追加情報

1. 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

(1) 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計、霊園事業特別会計（秋山菖蒲霊園事業勘定）、霊園事業特別会計（高萩霊園事業勘定）

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 財務書類の表示金額単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	－	%
連結実質赤字比率	－	%
実質公債費比率	7.5	%
将来負担比率	28.0	%

(5) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

利子補給に係るもの	－	千円
P F I に係るもの	－	千円

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額	
（一般会計）	4,158 千円
繰越明許費	
（一般会計）	757,021 千円
事故繰越額	
（一般会計）	270,381 千円

(7) 過年度の修正事項

過年度の建設仮勘定の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、建設仮勘定（インフラ資産）が 23,843 千円減少し、行政コスト計算書において物件費が同額計上されています。

2. 貸借対照表に係る事項

(1) 売却可能資産の範囲及び内訳

ア. 範囲

売却可能資産の範囲は、普通財産のうち活用が図られていない公共資産を対象としています。

イ. 内訳

事業用資産	351,493	千円	(	351,493	千円)
土地	341,733	千円	(	341,733	千円)
立木竹	—	千円	(	—	千円)
建物	9,760	千円	(	9,760	千円)
工作物	—	千円	(	—	千円)
船舶	—	千円	(	—	千円)
浮標等	—	千円	(	—	千円)
航空機	—	千円	(	—	千円)
その他	—	千円	(	—	千円)
インフラ資産	—	千円	(	—	千円)
土地	—	千円	(	—	千円)
建物	—	千円	(	—	千円)
工作物	—	千円	(	—	千円)
その他	—	千円	(	—	千円)
物品	—	千円	(	—	千円)

令和 6 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっ
ています。

上記の（ ）内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

(2) 減債基金に係る積立不足額

— 千円

(3) 基金借入金（繰替運用）

該当なし

(4) 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、市におい
て不足額を補てんするため発行する地方債のことです。

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需
要額に算入されます

貸借対照表計上の地方債当期末残高 12,392,720 千円のうち、臨時財政対策債の当期
末残高は 5,017,416 千円となっております。

(5) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需

要額に含まれることが見込まれる金額

7,038,970 千円

(6) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

イ.	標準財政規模	7,525,206 千円
ロ.	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政 需要額算入額	933,535 千円
ハ.	将来負担額	17,211,159 千円
ニ.	充当可能基金額	3,493,189 千円
ホ.	特定財源見込額	1,470,387 千円
ヘ.	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入 見込額	10,398,447 千円

(7) 地方自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務
金額

－ 千円

3. 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

4. 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金などを加えた額を計上して
います。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

5. 資金収支計算書に係る事項

(1) 基礎的財政収支

573,450 千円

(2) 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	13,767,768 千円	12,987,745 千円
会計の範囲の相違に伴う差額	17,215 千円	15,863 千円
繰越金に伴う差額	△820,664 千円	－千円
資金収支計算書	12,964,319 千円	13,003,608 千円

地方自治法第 233 条第 1 項の規定に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（霊園事業特別会計（秋山菖蒲霊園事業勘定）、霊園事業特別会計（高萩霊園事業勘定））の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

(3) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	1,371,863 千円
減価償却費	△1,242,705 千円
減損損失	－ 千円
徴収不能引当金の増減額	2,228 千円
退職手当引当金の増減額	△21,517 千円
賞与引当金の増減額	△9,166 千円
未収金の増減額	5,230 千円
固定資産除売却損益	△1,706 千円
資本金的国県等補助金等	232,671 千円
未払費用の増減額	－ 千円
その他の資産・負債の増減額	△236,109 千円
純資産変動計算書の本年度差額	100,789 千円

(4) 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	2,010,000 千円
一時借入金に係る利子額	－ 千円

(5) 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

調査判明

106,451 千円